

「神戸市子どものための教育・保育給付に係る認定等事務要綱」の
一部改正に対する意見の概要及び神戸市の考え方

「神戸市子どものための教育・保育給付に係る認定等事務要綱」の一部改正にあたり、皆様よりご意見を募集したところ、貴重なご意見をいただきました。誠にありがとうございました。

このたび、お寄せいただいたご意見の概要とそれに対する神戸市の考え方をまとめましたので次のとおりお知らせいたします。

【意見募集の期間】

令和2年5月28日（木）～令和2年6月30日（火）

【意見募集の概要】

意見の提出状況合計 1通1件

- ・今回の一部改正に関する意見の概要 1件

※いただいたご意見は、趣旨を損なわない範囲で要約しています。

【今回の一部改正に関する意見の概要及び神戸市の考え方】

No	意見の概要	神戸市の考え方
1	子どもを持つ保育士の方が安心して仕事復帰できるよう、待機児童解消に向けて取り組みをしてほしいため、今回の改正には賛成する。	待機児童の解消に関する取り組みの一環として、平成28年11月より、保育士の子どもが優先的に利用できるよう「保育所等利用調整基準」の改正を行い、市内の認定こども園・保育所・地域型保育事業所等に保育士・保育教諭等として就職、または育児休業等から復職する場合は、「調整点数」において加点を行っています。 制度の改正と保育施設の整備等を進め、今後も待機児童の解消に向けて取り組んでいきます。